

会員の声

「突然、他人より何気ない日常生活が 壊された犯罪被害者が思うこと」

会員 秋山 幸代

2006年（平成18年）11月、新聞配達中の夫は、18才の金目当ての不良少年に足蹴りにされて、外傷性蜘蛛膜下出血、頭部粉碎骨折のため死亡しました。突然、日常生活が壊されて混乱する中、解剖費用、診断書費用、葬儀費用が請求され、毎日の食事すら作ることが出来ず、余計な出費も重なり、経済的負担を強いられました。

夫は、あと数ヶ月で65才になるところで、年金が増えることを楽しみにしておりましたが、それも消えてしまいました。女性の警察担当者が、犯給金について説明してくれましたが、夫や子供の年齢により受け取れないということでした。現在も年金だけの生活で経済的に不安です。

当時は、娘、息子は既に成人でしたが、家族三人が大海原で浮き輪一つに漸く掴まって、誰の協力も得られず、ただ救助を待っているような感覚でした。私達は孤立し、辛く死にたい心境で過ごしていました。

一方、台風による崖崩れや川の氾濫で家屋が倒壊したり、流されたりすると、政府は困っている被災者に仮設住宅を用意します。家屋の全壊、半壊などの状況によりますが、支援金を支給します。食料品の配給もあります。大臣が現地を視察して、非常に早くいろいろな優遇措置が施されます。

自然災害は大勢が一度に被害に遭ったから優遇され、犯罪は、あちらで一件、此方で一件だから救われないのでしょうか。ほったらかしにしないで、弱い立場の犯罪被害者等にも同じように手を差し伸べることが、政治の役目ではないでしょうか。

犯罪が、加害者と被害者だけの問題と捉えるのは、今の時代にそぐわないと感じます。以前に比べて、自分勝手に感情のブレーキが作動しない人が増えているように思われ、これからも、犯罪が減ることはないと思っています。是非、政府には、視点を変えて本気で取り組んで頂きたいと思います。諸外国との差にも目覚めるべきです。新全国犯罪被害者の会が要望している7項目の事は尤もなことなのです。

犯罪被害者や遺族が、惨めで、社会の隅で忘れられて生活している状態を改善しなくてはならないと、私は強く思っています。

「僕は生きて^{こわ}まま毀された」

会員 江藤 眞奈美

平成11年（1999年）10月、当時高校1年生で16歳の息子が集団暴行傷害事件の被害者になり、顔面下顎骨折等の重傷となりバトミントン選手として活躍する希望を奪われ、「僕は生きて^{こわ}まま毀された」と泣きました。

口腔内と顔面が金属で固定され言葉も出ず、食事も出来ず身体が動かず、記憶や思考も混乱して、入院手術リハビリの繰り返しで、日常の全ての歯車が狂ったのです。当時の少年審判は非公開でしたので、家庭裁判所に手紙を書いて審判手続きに強く抗議しましたが、少年事件では、何も悪い事をしていない息子の真実を自ら証明しなければならない賠償請求民事裁判（合議）が、事件の真相を知る唯一の方法でした。

「生きているからこそ真実を語り伝えることが出来る。一度嘘をついた人間は最後まで嘘をつく。嘘は真実を明らかにすることで証明しなければならない。あなたは生きている。生きているからこそ、あなた自身の言葉で真実を語れる」と、裁判官から言われた瞬間、相手が少年だからと優しい気持ちでは裁判は出来ない、鬼にでもならなきゃ裁判なんて出来ないと悟りました。

母子家庭の暮らしはますます苦しくなり、鬼となった母と生きて^{こわ}まま毀された弟の姿を見て、大切な思春期に進路の悩みを抱えた娘の心は切なく、世間の噂にも深く傷つきました。

息子が20歳を過ぎて、長い裁判が終わり、安堵する間も無く、平成16年（2004年）に再び集団暴行事件の被害者になりました。同年12月に「犯罪被害者等基本法」が制定され19年経ち、現在39歳になる息子は「怖かった、殺される恐怖は言葉に出来ない。今でも怖い。何故こんな目に遭ったのか、今でも解らない」と言います。ただそこにいたから、それだけの理由で人は毀されるのです。生きているから良いじゃない、と周囲は言いますが、今でも許せないのが本音です。ずっと悔しいままなのです。

令和4年（2022年）3月「犯罪被害者等基本法」が制定されてもまだ犯罪被害者は救われていない。新たな犯罪被害者の為に、犯罪被害者である全ての人が、社会で安心して暮らしていけるように仕組みを創るのだ。今日にも明日にも被害者になるかも知れない誰かの為に」という岡村先生の命がけの決意は、23年を経て辿り着いた私の「真実」なのです。

【訃報】

あすの会のロゴマークを制作したイラストレーターの山藤章二（やまふじ しょうじ）さんが2024年9月30日に逝去されました。

2000年の発足当時、発起人の一人である林良平さんがロゴマークの制作を依頼したところ、快く引き受けてくださいました。

柔らかそうな手で包み込むロゴマークは私たちの心を温める優しいものです。

これからも会のシンボルとして使わせていただきます。

ご冥福をお祈り申し上げます。

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）



運営の基本

【会員】

正会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、代表幹事が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する方も、特別会員として入会することができます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知りえた情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会 計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。お礼状をお出ししたいので、できればご連絡先をお知らせいただければ幸いです。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄附金のお振込み先

三菱東京UFJ銀行 本店（普）2524283
新全国犯罪被害者の会 代表幹事 岡村 勲